

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/0230630.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024 年 12 月 20 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/0230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 26 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 30 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	障害者社会参加及び中南米地域内連携促進
対象国及び類似地域	中南米地域
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ボリビア政府は 2009 年に国連障害者権利条約を批准し、障害者基本法の制定など、全国的に障害者の権利の向上や社会包摂に取り組んでいる。同法の枠組みの中で、全国障害者委員会を設置し、全県と市レベルの障害者協会メンバーから構成されるボリビア障害者連盟の代表が運営に参加することも規定された。

法整備が進む一方で、ボリビア政府は、2016 年に障害者権利委員会から障害者の関連法や政策の策定プロセスに障害当事者団体が参画できるメカニズムを採用するよう勧告を受けており、行政と障害当事者団体間の協働体制の構築や障害当事者団体のエンパワメント等、障害者の社会的包摂の実現に様々な課題を抱えている。

我が国は、2000 年代前半からボリビアに対して「障害と開発」分野の協力に取り組んでおり、現在も課題別研修の帰国研修員が各県に障害者協会を設立する等積極的に活動している。研修を通じた中南米地域における連携体制も構築され、2020 年にはラテンアメリカ自立生活ネットワーク (RELAVIN) が結成される等、自立生活を柱とした障害者の社会的包摂を促進する取り組みが広がっている。

かかる状況の中、ボリビア政府は、我が国に対してコチャバンバ県への専門家派遣を要請した。同県にはボリビアで唯一県庁が認可した障害者支援センターが設立されていることから、同県をモデルとして県庁や障害当事者団体の能力強化及び協働体制による障害者の社会的包摂の促進が期待されている。

本調査は、事業開始に先立ち、案件の枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、専門家の業務内容を確認することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力個別案件等 JICA 事業の仕組み及び手続きを十分に把

握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る情報収集、質問票作成、現地調査、課題分析、会議参加及び報告書作成等の業務を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 1 月中旬～2025 年 2 月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 対象サイト関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(西文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する(事前に JICA を通じて関係機関等に配付する予定)。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年2月上旬～2025年2月下旬)

- ① JICA ボリビア事務所等との打合せに参加する。
- ② ボリビア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 対象サイトにおける障害者の社会参加に係る現状調査
- ④ 調査結果に基づき、担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。その際、他県への展開及び技術協力プロジェクトにて障害者の社会参加促進にかかる取り組みを実施中であるパラグアイを始めとした中南米地域のネットワーク強化にも留意する。
- ⑤ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ボリビア事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2025年2月下旬～2025年3月上旬)

- ① 報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野の調査結果報告書を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 調査結果報告書

2025年3月5日(水)までに提出。

担当分野の調査結果報告書(和文)及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」(以下同じ)の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年2月7日～2月21日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括/障害者の自立生活促進 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 障害者の社会参加促進 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ボリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：調査団に通訳（日本語 - スペイン語）が同行しますが、本コンサルタント団員は、調査内容に応じ単独で調査を行う場合があります。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が対応します。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 本事業要請書
- ・ 中南米地域インクルーシブな保健・医療サービス拡大に係る情報収集・確認調査 直営調査団報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ 国別障害関連情報 ボリビア多民族国
[1000044907.pdf](#)

(3) その他

- ① プロポーザル評価に関しては、ボリビア国コチャバンバ県において障害のある人達の社会包摂を進める上での優先事項を把握するための調査内容及び具体的な方法を重点事項とします。

- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑥ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑦ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上